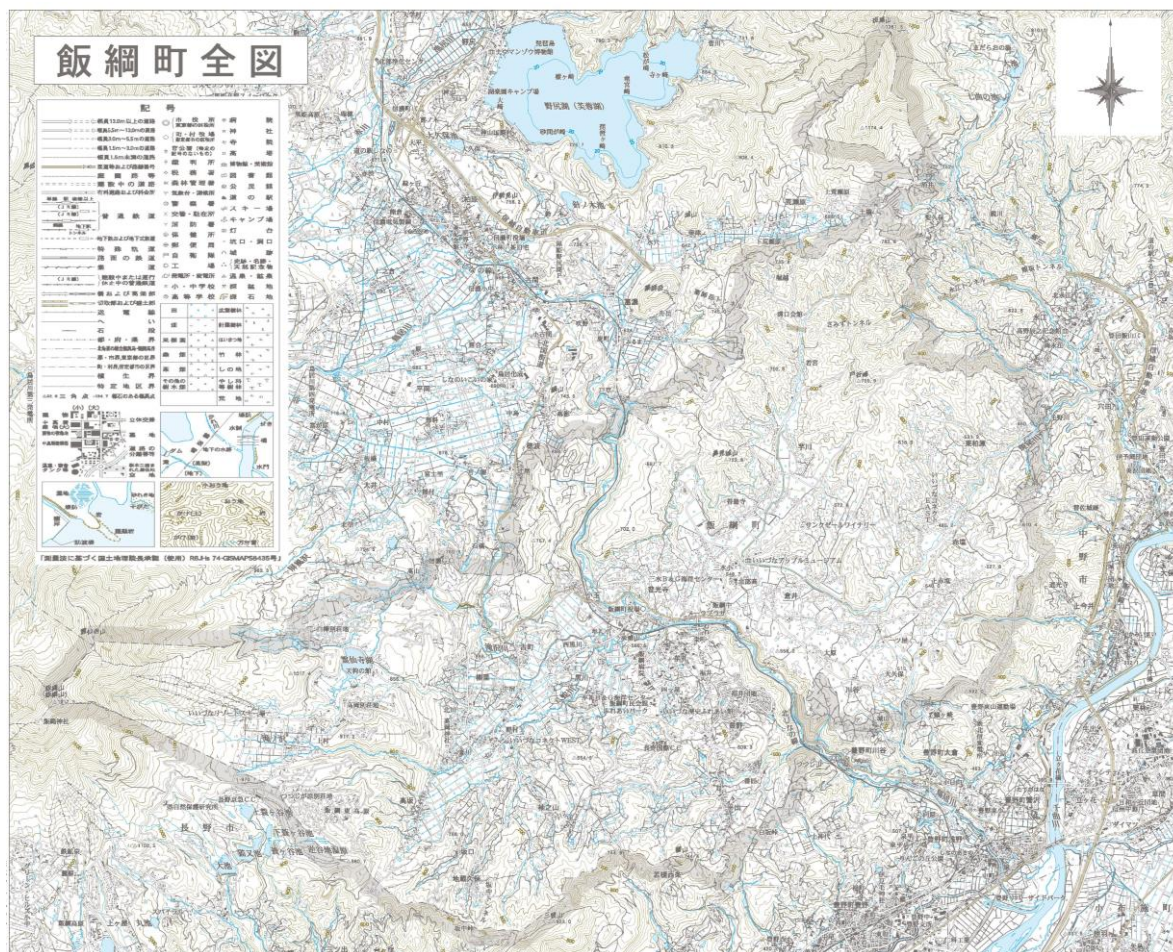


飯綱町森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日

長野県
飯綱町

市町村位置図



目 次

I	基本的事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
(1)	地域の概況	1
(2)	森林・林業の現状	1
(3)	森林・林業の課題	5
2	森林整備の基本方針	5
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	5
(2)	計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	8
3	森林施業の合理化に関する基本方針	9
II	森林の整備	10
第1	森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	10
1	樹種別の立木の標準伐期齢	10
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
3	その他	12
第2	造林	13
1	人工造林	13
2	天然更新	14
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	17
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	18
5	その他	18
第3	間伐及び保育	19
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
2	保育の種類別の標準的な方法	20
3	その他	21
第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	21
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
3	その他	27
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	28
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	28
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	28
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	28
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	28
第6	森林施業の共同化の促進	29
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	29
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	29
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	29
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	29
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	29
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	30
3	作業路網の整備	30
第8	その他	31
1	林業に従事する者の養成及び確保	31
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	31
III	森林の保護	33

第1	鳥獣害の防止	33
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
2	その他	33
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	33
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	33
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	34
3	林野火災の予防の方法	34
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
IV	森林の保健機能の増進	36
1	保健機能森林の区域	36
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	36
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	37
V	その他森林の整備に必要な事項	38
1	森林経営計画の作成	38
2	生活環境の整備	38
3	森林整備を通じた地域振興	38
4	森林の総合利用の推進	38
5	住民参加による森林の整備	39
6	森林経営管理制度に基づく事業	39
7	その他必要な事項	39
1	人口及び就業構造	41
2	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	42

(別紙1)	市町村森林整備計画概要図	土地利用
(別紙2)	〃	水源涵養機能維持増進森林
(別紙3)	〃	山地災害・土砂災害防止機能森林
(別紙4)	〃	保健文化機能維持増進森林
(別紙5)	〃	木材生産機能維持増進森林

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位 置（飯綱町役場）

東経138° 14' 08" 北緯36° 45' 18" 海拔497m

◇面 積

75.00km²（東西13.9km、南北15.6km、周囲61.38km）

◇土地の地目別面積＜令和4年1月1日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
8.79 k m ²	11.55 k m ²	5.01 k m ²	30.08 k m ²	4.29 k m ²	15.28 k m ²

◇気 象（令和5年度、飯綱町役場気象観測）

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
956.7 hpa (現地気圧)	12.3 °C	38.7 °C	−16.5 °C	1029 mm	0.91 m/s	75 %

◇地形・地質

本町は、長野県の北部に位置し、北は信濃町、東は中野市に、西、南は長野市に接しています。飯縄山から斑尾山までの穏やかな丘陵地であり、中央部には、鳥居川が流れています。標高は450mから1,900mと標高差があり、居住地域は概ね標高500mから1,000mに散在しています。

本町の総面積は、75.00 km²で、東西に13.9 km、南北に15.6 km、周囲は61.38 kmです。気候は、典型的な内陸性気候であり、気温は年平均12.3° C、昼夜の気温の高低、四季の気温の較差が大きくなっています。降水量は年平均が1,000mm前後であり、雨量は6・7月の梅雨期と8・9月の台風期に多くなる傾向にあります。

(2) 森林・林業の現状

①地域の森林資源

本町の森林面積は総面積の53%を占める3,971 ha、蓄積は930 千 m³です。国有林を除いた民有林の面積は3,605 haで森林面積の91%を占めています。民有林の人工林面積は1700haであり、人工林率は47%です。

民有林でもっとも広い面積を占める樹種はカラマツで約25%、ついでスギが約22%で、このふたつの樹種で町の民有林面積の約46%を占めています。

人工林の齢級構成では、10 齢級（46～50 年生）以下の民有林が264.28 ha(約15%)に対し、11 齢級（51～55 年生）以上の民有林が1435.94 ha(71%)を占めており森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況です。主伐期を迎えた高齢級の林分割合が多く、適時適切な更新を図ることが必要となっています。

人工林と天然林

苗木を植えたり、種子をまいて育てた林を人工林、自然に落ちた種子や土の中で休眠していた種子からの実生や切り株からぼう芽（芽吹くこと）した木で構成される林を天然林と呼びます。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	1688.36	11.86	1700.22	191.88	1692.87	20.70	1905.45	1880.24	1704.73	20.70	3605.67
	蓄積	646,464	661	647,125	48,937	177,321	0	226,258	695,401	177,982	0	873,383
国 有 林	面積	102.69	0.23	102.92	43.16	216.43	3.38	262.97	145.85	216.66	3.38	365.89
	蓄積	24,832	10	24,842	5,675	29,470	0	35,145	30,507	29,480	0	59,987
合 計	面積	1791.05	12.09	1803.14	235.04	1909.30	24.08	2168.42	2026.09	1921.39	24.08	3971.56
	蓄積	671,296	671	671,967	54,612	206,791	0.00	261,403	725,908	207,462	0	933,370

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

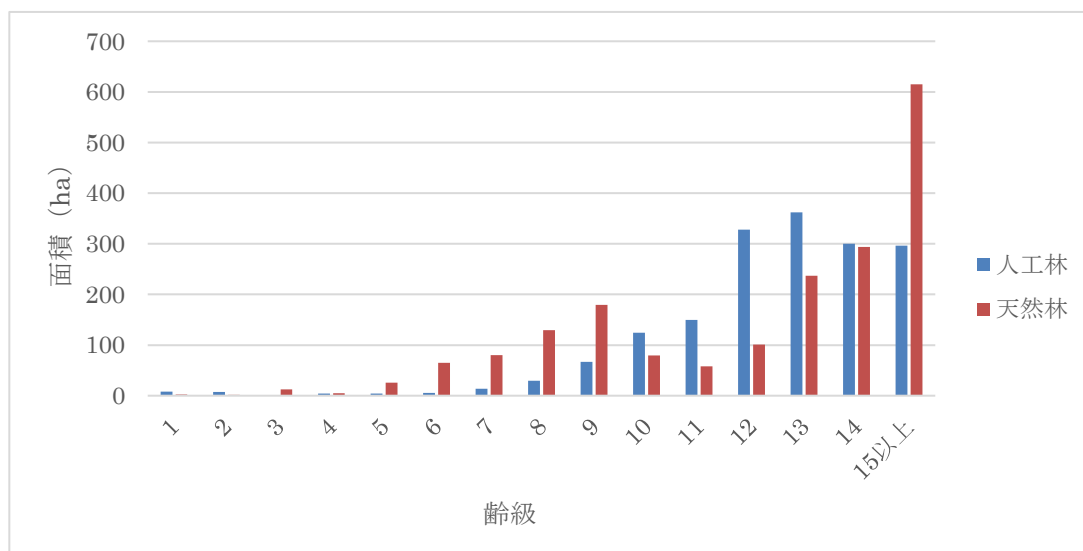
民有林の人工林割合 面積 47 % 蓄積 74 %

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面 積 (ha)		蓄 積 (m ³)	
		比率		比率
アカマツ	203.52	5.7%	51,604	5.9%
カラマツ	883.84	24.7%	269,562	30.9%
スギ	779.31	21.7%	371,692	42.6%
ヒノキ	4.26	0.1%	886	0.1%
その他針	9.31	0.3%	1,657	0.2%
広葉樹	1,704.73	47.6%	177,982	20.4%
計	3584.97	100%	873,383	100%

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

民有林 3585ha のうち、公有林（県・市町村・財産区）の面積が 316ha であり、私有林は 3269ha です。私有林のうち個人有林が 2747ha であり、民有林全体の 76%を占めています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
			割合		割合
公有林	県	67.56ha	1.87%	20,544 m ³	2.35%
	市町村	222.36ha	6.17%	60,033 m ³	6.87%
	財産区	28.65ha	0.80%	4,196 m ³	0.48%
	計	316.01ha	8.84%	84,773 m ³	9.71%
私有林	集落有林	51.23ha	1.42%	11,692 m ³	1.34%
	団体有林	72.11ha	2.01%	17,590 m ³	2.01%
	個人有林	2,747.22ha	76.19%	667,642 m ³	76.44%
	その他	416.24ha	11.54%	91,686 m ³	10.50%
	計	3,287.10ha	91.16%	788,610 m ³	90.29%
合 計		3,605.67ha	100%	873,383 m ³	100%

民有林と国有林

国が所有する「国有林」を除く森林を「民有林」と呼びます。民有林には、県・市・財産区などが所有する公有林と、個人などが所有する私有林が含まれます。

③ 林業労働力の現状

本町に事務所はないものの、主に森林組合と素材生産業（林業事業体）の 2 者を中心に森林の保育や素材生産を実施しています。高性能林業機械の導入も進んでおり、効率的で安全な森林整備を実施しています。

林業事業体等による森林整備の他には、町有林において、「森林の里親制度」により、民間企業等の支援を得ながら、植林等の森林整備を進めています。

本町においては、比較的近距离に長野県森林組合連合会が運営する原木市場「北信木材センター」や民間のバイオマス発電施設「いいづなお山の発電所」が稼働しており、木材の流通としての地利は恵まれています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	3	3	
林業事業体	1	2	2	
合 計	2	5	5	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					

運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック					
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ	1				
グラップルソー					
ハーベスタ	6				
フォワーダ	9				
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	4				
合 計	20				

④ 林内路網の整備状況

令和5年度末の本町の林道等の林内路網総延長は 50.1km、林内路網密度は 13.9m/ha で、県平均の 22.2m/ha を下回っています。

【路網整備状況(令和5年度末)】

区 分		路 線 数	延 長		密 度
基 幹 路 網	公 道			うち舗装	
	林 道	1路線	36.5km	36.5km	10.1m/ha
	林業専用道	路線	km	km	m/ha
	計	2 路線	37.8km	36.8km	10.5m/ha
	森林作業道	17 路線	15.5km	km	4.3m/ha
合計		19 路線	53.3km	36.8km	14.8m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林は、令和5年度末現在で水源かん養保安林など 200ha が指定されており、民有林面積の 5%を占めています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	122.53ha	3.4%
土砂流出防備保安林	71.94ha	2.0%
土砂崩壊防備保安林	6.10ha	0.2%
合 計	200.57ha	5.6%

(3) 森林・林業の課題

① 森林の有する多面的機能の発揮

森林が持つ水源涵養機能及び土壌保全、表層崩壊防止、落石防止等の多面的機能が災害の防止に大きな力を発揮しています。間伐等の整備の遅れ、過度の伐採等により森林の持つ多面的機能が失われないように配慮する必要があります。

② 小規模な森林での整備の推進

当町における森林の所有規模は 1ha 未満の零細規模が多く、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっています。

③ 森林病虫害被害対策

当町は平成 21 年度より「松くい虫被害先端地域」に指定されています。新たに被害が確認された地区もあり、町内における松くい虫被害の拡大防止及び根絶、他地域への被害拡大防止のためにも防除対策事業の継続は必須となっています。

ナラ等の広葉樹については、近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が増加傾向にあることから被害状況の適切な把握に努め計画的な防除対策を実施していくことが必要となっています。

④ 野生鳥獣対策

中山間地域等の森林区域周辺において、野生鳥獣による農作物等への被害が発生しています。里山と集落の間の緩衝帯の整備等の総合的かつ計画的な対策の実施が必要となっています。

⑤ 観光地周辺森林等の整備

当町には、飯綱東高原をはじめとする豊かな森林資源に密接した観光地が複数存在しています。気象害等による倒木等が発生し、利用者や遊歩道等の管理施設に危険が及ばないように適時適切に整備することが必要となっています。

⑥ 多様なニーズに対応した森林整備

近年は、木材生産や災害の防止だけではなく生物多様性の確保、景観の向上、自然とのふれあいなど、住民が森林に求めるものが多様化・高度化しています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、千曲川下流地域森林計画「Ⅱ計画事項」の「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即して下表のとおりとします。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養	洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の育成促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。 ② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。 ④ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。 なお、利水施設等重要な水源の上流の森林は、水源かん養保安林への指定、市町村における公的管理を推進する	① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林 ② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林 ③ 齢級構成の高い森林 ④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林
山地災害防止 /土壌保全	災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編：長野県林務部）に即した施業を基本とする。 施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。	① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ② 樹冠が適度にうっ閉している森林 ③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林 ④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成	地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。 ① 樹種の多様性を増進する施業 ② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。（本町該当なし）	① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林 諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、条件によって、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。	① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林 ② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする	① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 ② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全	森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。 森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。	① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材生産機能維持増進	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。 その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、木質バイオマス利用等への原木供給を行う。 「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。	① 木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林

具体的には、下記のとおり地域ごとに森林施業の推進方向を定めます。

なお、各地区は、「第4公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
袖之山 平出	木材生産機能維持増進	達成・未達成	誘導・維持		木材等林産物の安定供給、優良材の生産
高坂	水源涵養	達成・未達成	誘導・維持	伐期の延長	奥山の水源涵養機能の向上・優良材の生産
	木材生産機能維持増進	達成・未達成	誘導・維持		
	山地災害防止 / 土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	長伐期施業	集落付近の急傾斜地
	保健・レクリエーション	達成・未達成	誘導・維持	複層林施業	保健・休養・景観の向上
川上	水源涵養	達成・未達成	誘導・維持	伐期の延長	奥山の水源涵養機能の向上・優良材の生産
	木材生産機能維持増進	達成・未達成	誘導・維持		
	山地災害防止 / 土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	長伐期施業	集落付近の急傾斜地
	保健・レクリエーション	達成・未達成	誘導・維持		保健・休養・景観の向上
牟礼 豊野	山地災害防止 / 土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	長伐期施業	集落付近の急傾斜地
芋川	水源涵養	達成・未達成	誘導・維持	伐期の延長	奥山の水源涵養機能の向上・優良材の生産
	木材生産機能維持増進	達成・未達成	誘導・維持		
	山地災害防止 / 土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	長伐期施業	集落付近の急傾斜地
	保健・レクリエーション	達成・未達成	誘導・維持	複層林施業	保健・休養・景観の向上
旧三水村 地域(芋川以外)	水源涵養	達成・未達成	誘導・維持	伐期の延長	奥山の水源涵養機能の向上・優良材の生産
	木材生産機能維持増進	達成・未達成	誘導・維持		
	山地災害防止 / 土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	長伐期施業	集落付近の急傾斜地

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

① 森林経営における受委託の推進

小規模森林の整備を推進するため、施業の集約化に取り組む森林組合等林業事業体と町及び関係機関の連携を強化し、森林整備に関する情報提供など必要な支援に努めます。森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

② 森林病虫害対策

現地調査等により、町内における被害状況（発生量、進行方向、傾向）の的確な把握に努めます。町内の被害状況と近隣市町村での被害発生状況等を踏まえたうえで、県等の関係機関の助言・指導を受けつつ、計画的な防除対策を実施していきます。

また、人家及び道路等のライフライン付近では被害木の伐倒を行い、倒木被害の発生防止に努めます。伐倒駆除等により発生した被害木の処理については、木質バイオマス等への活用も検討します。

③ 観光地周辺森林等の整備

観光地周辺の森林における危険木や、景観上整備すべき立木について適時適切に整備を行い、不特定多数の利用者の安全確保・景観の維持に努めます。

④ 野生鳥獣対策

地域住民との合意形成のもと、緩衝帯の設置、防護柵等の農業被害対策と連携した対策を推進します。また、町猟友会と連携し、狩猟者の確保と育成を支援するとともに、ニホンジカ等の適正な生息数を維持するために有害鳥獣駆除の実施を図ります。

⑤ 森林の総合的利用

住民が森林にふれあう機会の場合や里山の大切さを啓発し、広葉樹の植樹など住民主体の里山づくりを促進するとともに、林業事業体などと連携をとりながら森林資源の活用、事業化を検討します。

また、「森林の里親促進事業」を継続的に活用し、企業と連携して町有林の整備を進めます。

⑥ 木造公共建築物等の整備・内装木質化

地域産材を活用した町内の公共施設等の木造化及び内装の木質化、公共施設等における木製の机、椅子等の調度品等の導入を図り、木材の地産地消による森林整備の促進、地域の活性化を目指します。

⑦ 防災・減災を目的とした森林整備

道路や電線等の重要インフラ施設周辺の緊急性かつ早期に処理が必要な森林において、災害の未然防止のため危険木等の除去を含めた森林整備の促進を図ります。

「森林の里親促進事業」企業と連携した森林整備



広葉樹の植栽



下草刈り

3 森林施業の合理化に関する基本方針

北信森林管理署、長野地域振興局、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届出書」という。）」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野地域振興局の林業普及指導員等（以下、林業普及指導員という。）の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	ス ギ	
	ヒ ノ キ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、

下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本） 目安					
疎仕立て	1,500	－	－	1,500	－	－
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	－
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注）保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズナ科) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径 及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm

	※ミズキ（ミズキ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ（リョウブ科）	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参考としています。）

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは 2 (幅) × 10 (長さ) m の帯状とし、調査区内

は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

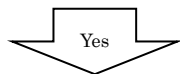
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

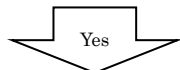
なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
 ○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

- 1 現況が針葉樹人工林である



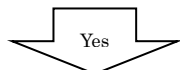
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
 （堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）



- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



- 4 林床に更新樹種が存在しない
 ・過密状態にある森林
 ・シカ等による食害が激しい森林
 ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積計 (ha)
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

5 その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林適地はそれらを植栽する。

また、高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図る。

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度の周知及び届出書の計画に基づく伐採等の指導の徹底

伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図る。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※ 上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行

					わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等、集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 1 に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進

森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表 2 に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表 2 に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内に

おける施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 3 に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位 3 以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が 30 度以下 ④ 道から小班の距離が 200m 以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
		間 伐 おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
		主 伐 林 齢 標準伐期齢以上
主 伐	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表 1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 ※標準伐期齢+10 (年)	25 い～に、26 い、27 い、28 い、1002 ろ、1013 い～と、1018 い・ろ・に・ほ・と・ち	136.29
	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2 (山地災害防止/土壌保全機能増進森林との重複)	23 ぬ・る、24 い・ろ、と～ぬる・わ・か、28 い 1001 ろ、1002 い・に・ほ、1010 へ、1011 い～は、1012 り、1018 は・へ、1020 り・ぬ、1021 い	275.83
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) (保健文化機能増進森林と重複)	17 ろ～る、24 は～に、へ、28 ろ、30 い・ろ、1005 へ・と、1014 い～に 1015 い～ほ、1016 い～は、1017 い～は	420.59
計			832.71

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2 (山地災害防止/土壌保全機能増進森林との重複)	1い～に、2い・ろ・に・ほ、3ほ・へ、9い、24 る・か、28い、1001ろ、1002い・に・ほ、1010 へ、1011 い～は、1012り 1018は・へ、1020り・ぬ、1021い、1026い～ほ、1032 い・ろ、1033は、1035は・に、1036ほ・へ1037 は・ほ・へ、1040い～は、1041 い～は	392.67

機能維持増進森林	快適環境形成	複層林施業を推進すべき森林		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
		長伐期施業を推進すべき森林		
保健文化機能維持増進森林		複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	17 ろ～る、24 は・ほ、28 ろ、30 い・ろ、 1005 へ・と、1014 い～に、1015 い～ほ、 1016 い～は、1017 い～は、1033 に～へ	409.65
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
		長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齢×2(年) (山地災害防止/土壌保全機能増進森林と重複)		
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
その他の森林施業を推進すべき森林	その他の公益的機能の維持増進を図る	複層林施業を推進すべき森林		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
		長伐期施業を推進すべき森林		

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表 3】

区 分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林		皆伐	1 ほ〜と、2 は・へ〜ぬ、3 い〜に、4 い〜ち、5 い〜と、6 い〜へ、7 い・に、8 い〜に、10 い〜ほ、11 い〜に、12 い〜ほ、13 い〜に、14 い〜は、15 い〜は、16 い〜ぬ、17 い、を〜よ、18 い〜に、19 い・ろ、20 い〜ち、21 い〜ち、22 い〜ほ・と、23 い〜る、24 い・ろ・に・へ〜ぬ・わ、25 い・は、26 ろ・は、27 い・ろ、1001 い・は・に・ほ、1002 は、1003 い〜ほ、1004 い〜に、1005 い〜ほ、1006 い〜へ、1007 い〜ほ、1008 い〜と、1009 い〜へ、1010 い〜ほ・と〜ぬ、1011 に〜ち、1012 い〜ち、1019 い〜へ、1020 い〜ち、1021 ろ〜ぬ、1022 い〜ち、1023 い〜は、1024 い〜へ、1025 い〜ほ、1026 い、1027 い〜に、1028 い〜は、1029 い〜は、1030 い〜に、1031 い〜ほ、1032 は、1033 い・ろ、1034 い〜へ、1035 い・ろ・ほ、1036 い・ろ・に、1037 い・ろ・に、1038 い〜へ、1039 ろ〜ほ	2618. 90
	水源涵養	伐期の延長 を推進すべ き森林	25 い・ろ・に、26 い、27 い、1013 い〜と、1018 い・ろ・に・ほ〜ち	125. 04

	山地災害防 止/ 土壤保 全	長伐期施業 を推進すべ き森林※標 準伐期齢×2 (年)	9 い、24 る・か、1002・い、1018 は・へ、1026 い～は・ほ、1032 い・ ろ、1035 は・に、1036 へ、1037 は・ ほ・へ、1041 は	147.55
	保健文化	複層林施業 を推進すべ き森林（択 伐によるも のを除く）	1033 に～へ	10.48
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	皆伐 ※人工林に おいて主伐 した場合は、原則と して、植栽 による更新 を行うこ と。	4 い～ち、5 い～と、8 い～に、10 い ～ほ、11 い～に、12 い～ほ、13 い～ に、14 い～は、15 い～は、16 い～ ぬ、17 い・よ、18 い～に、19 い・ ろ、20 い～ち・、21 い～ち、22 い～ ほ・と、23 い～る、24 い・ろ・に・ へ・と～ぬ・わ、25 い・は、26 ろ・ は、27 い・ろ、1007 い～ほ、1008 い ～と	1392.67 (合計面積に 制限林が含ま れる場合あり)
		長伐期施業 を推進すべ き森林※標 準伐期齢×2 (年)	24 る	5.44 (合計面積に 制限林が含ま れる場合あり)

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町においては、森林林業関係のNPO法人は森林所有者と施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために、県等関係機関と協力し、各種研修や森林所有者への情報提供など必要に応じて支援を行うものとする。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

飯綱町における森林の所有規模は1ha未満の零細規模が多く、また、森林所有者は高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっています。

このため、森林組合等林業事業体による森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進し、経営規模の拡大を図ります。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会等を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む森林組合等林業事業体に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、北信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画作成者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

（単位：m/ha）

区 分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	

緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年 3 月 4 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年 3 月 26 日付け 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日付け 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び路 線数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備 考
開設	自動車	林道	川上	霊仙寺	2,000	52	○	40481	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第 8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒 造 材 集 材	緩中傾斜地	（車両系システム） チェンソー、ハーベスタ → フ ォワーダ → トラック	（車両系システム） チェンソー、ハーベスタ → フ ォワーダ → グラップル、トレ ーラー
	急傾斜地	（車両系システム） チェンソー、プロセッサ → フ ォワーダ → トラック	（架線系システム） チェンソー → スイングヤー ダ、タワーヤーダ → グラップ ル、トレーラー
造 林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル（バケット）、レー キ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

Ⅲ 森林の保護

第 1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

当町では、ニホンジカによる幼木の食害が見受けられる箇所もありますが、現状では森林の更新に大きな影響が見られないため、区域の設定を行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和 4 年 3 月 16 日付け 3 森推第 838 号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

被害発生状況の監視体制を整備し、被害木早期発見のための情報収集やモニタリングを行います。

防災上、景観上整備すべきナラ林について、樹幹注入による予防及び伐倒した被害木のくん蒸処理や破碎による駆除を実施するほか、被害を受けやすい高齢級の大径木の積極的な利用を行うなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

人家及び道路等のライフライン付近では被害木の伐倒を行い、倒木被害の発生防止に努めます。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。森林区域周辺で農業被害が発生していることから、緩衝帯の設置等、農業被害対策と連携して対策を行います。町猟友会と連携し、狩猟者の確保と育成を支援するとともに、ニホンジカ及びクマ等適正な生息数を維持するために有害鳥獣駆除の実施を図ります。

種名	対象個体群	現状	対策
ニホンジカ	長野北部	生息分布拡大による被害の増加が懸念される。	①個体数調整の実施による捕獲圧の強化 ②防護柵等の設置による被害防除

3 林野火災の予防の方法

防災行政無線等を活用し山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。

十分な消火設備を準備するとともに、緩衝帯を設け周囲に延焼させないよう細心の注意をはらうよう実施者に指導を行います。

また、宅地等施設付近では火入れを行わないよう指導します。

そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）

許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5ha 以内） 従事者（0.5ha まで 15 人以上） ※ 0.5ha を超える場合は、超える部分の面積 0.5ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに町長あて必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図 ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
		該当なし						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間伐		単層林である場合、 $R_y0.85$ 以上の森林については、 R_y が 0.75 以下となるよう間伐する。		
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメラルクセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて $R_y0.75$ 以上、伐採材積は、 $R_y0.65$ 以下となるよう伐採する。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
該当なし	

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(1) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

森林経営計画において、区域計画を作成できる区域となります。(一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積 (ha)
該当なし		

2 生活環境の整備

移住希望者や子育て世代の若者の定住促進をめざし、住民や関係機関との連携により空き家情報の把握と調査を実施し移住定住支援サイトを活用した移住希望者とのマッチングを促進します。

また、賃貸住宅不足を解消するため、若者住宅（定住促進住宅）を計画的に整備し、移住者・定住者の増加を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興

計画的な森林整備と木材利用を推進し、地域材利用の拡大による地域振興を図ります。また、発電燃料の用材や薪ストーブ用材としての木材利用を推進することで、未利用材の有効活用を図ります。

4 森林の総合利用の推進

いづなアップルミュージアム及び霊仙寺湖等観光地周辺の森林については、森林とのふれあいの場として、多くの地域住民等に利用されていることから、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備に努めます。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

みどりの少年団活動

小学校が自然の中で活動を通じて、自然を愛し、守り、育てる心をはぐくむためにみどりの少年団を組織しています。町内では、2つの少年団が緑に関する活動を実践し、それらを守ることの大切さを学んでいます。

町内のみどりの少年団（設立年度）

牟礼小学校	みどりの少年団（令和4年度）
三水小学校	みどりの少年団（令和4年度）

(2) 上下流連携による取組

長野県が平成15年度より実施している「森林の里親促進事業」を活用し、企業等と連携した森林整備を継続して進めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

本町は現在人工林を中心に222.36haの森林を所有しており、その内93.79haについては森林経営計画が策定されています。人工林については、適切な時期や林齢、環境に応じた森林整備を実施し、水源涵養機能をはじめ森林の持つ多面的機能の発揮に努めることとします。

長野県森林づくり県民税事業である「森林の里親促進事業」を活用し、霊仙寺湖周辺の町有林を中心に、広葉樹等の植栽や下草刈り等の森林整備を実施し、町有林の整備を推進します。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

埋蔵文化財包蔵地保護のため、森林整備を行う場合、事前に飯綱町教育委員会と協議し、埋蔵文化財包蔵地の指定の有無を確認することとします。

また、作業実施中などに遺跡や遺物を発見したときは、ただちに飯綱町教育委員会へ連絡することとします。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和7年1月24日	文書による	長野森林組合、北信木材生産センター協同組合

2 公告・縦覧期間

令和7年2月3日 ～ 令和7年2月28日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
産業観光課 耕地林務係	係長	佐藤 雅文	
産業観光課 耕地林務係	主任	齋藤 優太	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

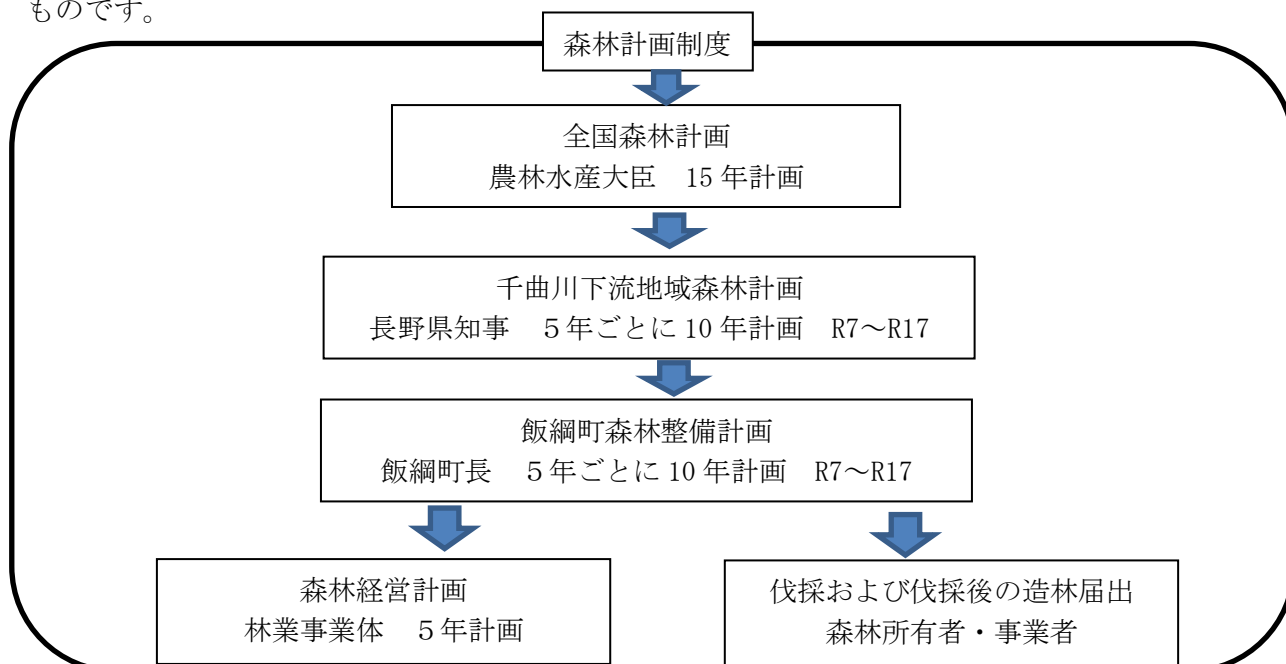
所 属	課・係	職	氏 名	備 考
長野地域振興局	林務課普及係	課長補佐	永瀬 智宏	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
町ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

6 参考

この計画は、全国森林計画に即して樹立された千曲川下流地域森林計画に適合して樹立されたものです。



VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	総数	男	女	1世帯当たり構成員数
H7	3,572	13,292	6,460	6,832	3.7
H12	3,676	13,062	6,338	6,724	3.6
H17	3,776	12,504	6,078	6,426	3.3
H22	3,788	11,865	5,715	6,150	3.1
H27	3,769	11,063	5,360	5,703	2.9
R2	3,767	10,296	5,019	5,277	2.7

資料:総務省統計局「国勢調査報告」(各年10月1日現在)

(2) 年齢3区分人口

総数	年齢3区分人口及び割合			人口指数			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
10,296人	1,019人 9.9%	5,094人 49.5%	4,182人 40.6%	20.0	82.1	102.1	410.4

資料:総務省統計局「国勢調査報告」(R2.10.1)※分類不能の人口は含まれません。

(3) 産業(大分類)別15歳以上就業者数

区分	総数	男	女	区分	総数	男	女
総数	5,871	3,184	2,687	総数	5,871	3,184	2,687
農業	1,453	771	682	第1次産業	1,446	781	685
林業	13	10	3				
漁業	—	—	—				
鉱業	4	3	1				
建設業	500	414	86	第2次産業	1,309	980	329
製造業	805	563	242				
電気ガス熱供給水道業	30	24	6				
情報通信業	72	50	22	第3次産業	3,050	1,401	1,649
運輸郵便業	199	171	28				
卸売小売業	681	325	356				
金融保険業	64	26	38				
不動産、物品賃貸業	37	23	14				
サービス業 (他に分類されないもの)	1,789	670	1,119				
公務(他に分類されないもの)	178	112	66	分類不能の産業	46	22	24
分類不能の産業	46	22	24				

2 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

該当なし

(別紙1)	市町村森林整備計画概要図	土地利用
(別紙2)	〃	水源涵養機能維持増進森林
(別紙3)	〃	山地災害・土砂災害防止機能森林
(別紙4)	〃	保健文化機能維持増進森林
(別紙5)	〃	木材生産機能維持増進森林